

令和3年度 第1回札幌市入札・契約等審議委員会の審議概要

1 開催日時

令和3年7月19日（月） 15：00～16：30

2 開催場所

札幌市役所本庁舎14階 入札室

3 出席者

(1) 委員

高野委員長、中川委員、西村委員、平松委員、松村委員

(2) 札幌市職員

財政局長、財政局管財部長、財政局工事管理室長、財政局契約管理課長、財政局工事契約担当課長、財政局技術管理課長、財政局建築設備検査担当課長、他6名

4 次第

(1) 開会

(2) 事務局からの報告

ア 政府調達協定の対象契約について

イ 参加停止措置状況について

ウ 工事等発注状況について

エ 工事検査について

オ 成績重視型入札の今後の運用について

(3) Web会議及び書面会議の開催について

(4) 令和3年度委員会開催予定について

(5) 閉会

5 審議概要

(1) 事務局からの報告

ア 政府調達協定の対象契約について

【委員】交通局の物品の発注件数について、随意契約の比率が大きいが、

これは適切な契約手続きといえるものか。

【札幌市】交通局には独特の機器があり、元々メーカーに特注しているものが多い。これらの機器の更新は当該メーカーでなければできないため、随意契約している。

【委員】電池の更新や工作車の更新は競争入札になっている。他の機器ではなぜ競争入札で契約できないのか。

【札幌市】電池は汎用品であり、工作車は一から作るものであるので、どのメーカーでも対応可能な性質のものである。

【委員】随意契約を行うための基準は明文化されているか。

【札幌市】地方自治法施行令等で基準が定められており、案件ごとに基準に該当するか審査している。

イ 参加停止措置状況について

【委員】 工事現場での事故や虚偽書類の提出等、参加停止措置を行うほどの問題が起きたとき、再発防止のための指導等をするのか。

【札幌市】 工事現場での事故については、発注課で指導及び再発防止策の確認を行う他、翌年に別工事を受注した場合、臨時検査を行って安全管理の実施状況の確認等をしている。虚偽書類の提出については、発注課での指導を行う他、契約管理課でも文書手交の際、指導を行っている。

ウ 工事等発注状況について

【委員】 くじ引きになる可能性が低い総合評価の件数が増えているにも関わらず全体のくじ引き率が増えている理由は何か。

【札幌市】 平均入札参加者数が増えていることから、競争率が高くなり、くじ引き率に影響していることが考えられる。また、総合評価においても、評価点を取るための事業者の対応が進んでおり、くじ引きが若干増えている状況である。ただ、価格競争のみの場合と比べ、総合評価では、技術点を加味することによって、くじ引き対象者は、成績の高い者に絞り込まれるため、品質確保の観点から、同じくじ引き

でも意味合いが異なると捉えている。

【委員】 総合評価の評価項目に、雇用している従業員の正規雇用・非正規雇用の割合で加点をするといった項目はあるか。また、あるとしたら、正規雇用かどうかをどのように確認して評価しているのか。

【札幌市】 正規雇用・非正規雇用の割合で加点をする項目はないが、若手の人材等の雇用が正規であることを条件としている項目がある。正規雇用の確認については、雇用契約書等で行っている。

エ 工事検査について

【委員】 工事成績評定点に関係するものはしゅん功検査と手直検査かと思うが、その他の検査結果は何にどう反映されるのか。

【札幌市】 臨時検査の一部は、その内容がしゅん功検査に反映される形となる。打切検査は、事情があつて工事を完了せずに打切の場合の検査であり、評定には関係しない。部分検査は、部分使用や部分払いの際に必要な検査で、評定とは目的の異なるものである。

【委員】 参加停止措置に係る再発防止策としての臨時検査があるとの話だが、これは65点を下回る工事があつたときに次回以降受ける必要が出てくるというものなのか。そうであれば、事故が多くても、施工に問題がなければ、悪い評価にならないということか。

【札幌市】 事故の内容によって安全管理の重要性が異なるので、これに応じて減点される点数も変わってくる。最終的に、60点を下回れば、事故を起こしていなくても参加停止措置の対象となり、事故を起こしても、軽微なもので、それ以外の点数が良好であれば、65点を下回らない場合もある。

【委員】 成績採点表の中の加点評価のみの部分である工事特性、創意工夫及び社会性等というのは、どのくらい点数に反映されるのか。品質の評価については、最低限の品質は安全性や施工体制の部分で評価し、品質の高さは加点のみの部分で評価するのだと思うが、それは入札結果にどのくらい効いてくるものなのか。

【札幌市】 加点部分をいかに取るかが最終的な点数に大きく効いてく

るように思われる。例えば、等級の高い事業者であれば、ベースの部分となる評価では、どの業者も同じくらい高いレベルの成果物を出してくるので差がつかず、加点部分で差がつく形になる。また、工事の難度の高い案件等、特殊な事情があるものは、加点部分で評価する形となっている。なお、工事成績評定点は、あくまでも請け負った工事の点数であるので、総合評価において評価される事業者の成績点と一対一でリンクするものではない。

【委員】 加点部分の工事特性と創意工夫について、ランクによって点数が分かれておらず、満点のみの表示となっているが、実際に点数を決める際は何か基準があるのか。

【札幌市】 評価項目ごとに「考査項目別運用表」において、評価基準となるチェック項目を定めている。チェック項目を何個満たすかによって評価項目ごとの点数が決まる。

オ 成績重視型入札の今後の運用について

【委員】 緩和措置申立て手続きの内容やスケジュールはどうなるか。

【札幌市】 令和3年8月に事業者への周知を行う。これを踏まえ、令和4年8月からの3年型への一本化に向け、令和4年3月末までに実績を積んでいただく。その後、令和4年4月から6月くらいを目途に、一本化により入札参加資格に影響を受ける事業者からの緩和措置申立て手続きの期間を設ける。申立てがあった場合、影響を受ける当該事業者の属する工種・等級については、一本化の時期を令和5年8月とする。

【委員】 申立てにかからせる必要はあるか。影響を受ける事業者が札幌市からの周知を見間違えたり見逃したりする場合も考えられる。5年型に参加しようとしていたのに知らない内に5年型がなくなっていたというような事態が起こるのではないか。影響を受ける事業者を特定できているのであれば、申立てがなくとも、特定した事業者全てを緩和措置対象とすべきではないか。

【札幌市】 今年度分の実績の状況や、事業者の入札参加意思による部

分も考慮する必要があるため、一旦このような整理をした。緩和措置の申立ての具体的な事務手続きについては引き続き検討して参りたい。

【委員】 影響を受ける事業者から申立て期間中に申立てがない場合は個別に確認を行う等、トラブルが起きることの無いよう配慮して具体的な事務を進めていただきたい。

(3) W e b 会議及び書面会議の開催について

「W e b 会議及び書面会議の開催について」を策定した。

(4) 令和 3 年度委員会開催予定について

今年度の委員会開催予定について決定した。

(5) その他

次回の抽出工事の選定は、平松委員が行うことを決定した。